

京都市男女共同参画センター  
相談員募集要項

- 【職種と人数】 京都市男女共同参画センター 相談員（臨時職員）2名
- 【職務内容】 電話、面接での相談業務やそれに関わる事務処理等  
DV、性被害、離婚、ハラスメント等、様々な相談を含みます。
- 【応募資格】 ① 女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。  
② 臨床心理士、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、のうち一つ以上の資格を持ち、且つ3年以上相談業務に従事した経験のある方。  
③ 臨床心理士、フェミニストカウンセラーのうち、一つ以上の資格を持ち、且つ女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。  
その他、PC知識（ワード・エクセル等）を要します。
- 【勤務地】 京都市中京区東洞院通六角下る 262 番地  
京都市男女共同参画センター内
- 週1回程度、京都市内大学相談室（学内ハラスメント相談）に出張する可能性もあり。
- 【雇用期間】 平成30年10月1日～平成31年3月31日（契約更新あり）
- 【勤務条件】 月・火・木・金・土 で週3～4日以上勤務できる方  
早番 10：45～18：30 休憩60分  
遅番 12：30～20：15 休憩60分
- 基本は早番ですが、1ヶ月に1～2回火曜の遅番勤務があります。
- 時給 応募資格① 1,500円  
          応募資格② 1,800円  
          応募資格③ 2,000円
- 【福利厚生】 労災保険・雇用保険  
\*週5日勤務の場合は社会保険あり

- 【その他】 交通費は実費  
昇給・退職手当・賞与はありません。
- 【申込の手続】 「女性相談員（臨時職員）選考申込書」に必要事項を記入し、作文を添付のうえ提出ください。作文の課題は「男女共同参画センターにおける相談の役割」とし、A4 サイズ、横書き、800～1200 字程度で作成してください。  
「女性相談員（臨時職員）選考申込書」はウィングス京都のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.wings-kyoto.jp/>
- 【提出期間】 平成 30 年 7 月 31 日（火）までに持参又は郵送にて（7 月 31 日必着）  
なお、提出書類は返却いたしません。
- 【選考方法】 提出書類による 1 次審査を行い、1 週間以内に可否に関わらず電話、またはメールにてご連絡いたします。第 1 次審査の通過者は第 2 次審査（面接とインテーク面談のロールプレイ）を受けていただきます。

申込書送付先／お問合せ

〒604-8147

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地

京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 事業企画課相談係

電話 075-212-8013